守口市 守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場 更新事業

優先交渉権者選定基準

令和6年2月

大阪府守口市

守口市守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業 優先交渉権者選定基準

第1 本書の位置付け

本優先交渉権者選定基準(以下「本書」という。)は、守口市(以下「市」とする。)が実施する「守口市守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業」(以下「本事業」という。)の設計及び建設工事に関し、実施する事業者の募集・選定を行うに当たって、応募に参加しようとする者を対象に交付する募集要項等と一体となるものである。

本事業を実施する事業者は、下水ポンプ場の設計・建設や下水道施設の撤去に係る 専門的な知識やノウハウ、技術力等を有することが求められる。このため、優先交渉 権者及び次点交渉権者の選定に当たっては、設計・建設に加え下水道施設の管理運営 などに関する提案内容、事業方針の妥当性・確実性、提案価格等の各面から評価を行 う公募型プロポーザル方式を採用する。

本書は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者及び次点交渉権者を決定するため、要求水準書等の内容について応募者から提出された提案書類を可能な限り客観的に評価する基準として示すものである。

第2 審査の進め方

審査は、以下の手順で実施する。

①資格審査 :第一次審査として応募資格の有無を確認する。

②技術的対話:参加資格があるとされた者に対し、募集要項等についての理解を深

め、提案内容が要求水準未達となることを防ぐことを目的に行う。

③提案審査 : 第二次審査として応募者からの提案内容を審査する。

提案審査は「基礎審査」と「総合審査」から構成される。「基礎審査」では、 提案価格及び提案内容が要求水準等を満たしているか否かを確認する。「総合 審査」では、提案内容(提案価格含む)を様々な視点から総合的に評価する。

審査のうち、①資格審査と②技術的対話に加え、③提案審査のうちの基礎審査は、 市が行う。③提案審査のうちの総合審査は、「守口市守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方 ポンプ場更新事業者プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という)が実施す る。

選定委員会は、学識経験を有する者等で構成され、選定委員会において決定した選定基準に基づいて提案内容の審査を行い、最優秀提案者を優先交渉権者として、次点提案者を次点交渉権者として選定する。市は、選定委員会による審査結果を踏まえ、最終的に優先交渉権者及び次点交渉権者として決定する。

なお、基礎審査において、応募者の提案内容が要求水準を満たさない場合には、当 該応募参加者は失格となる。

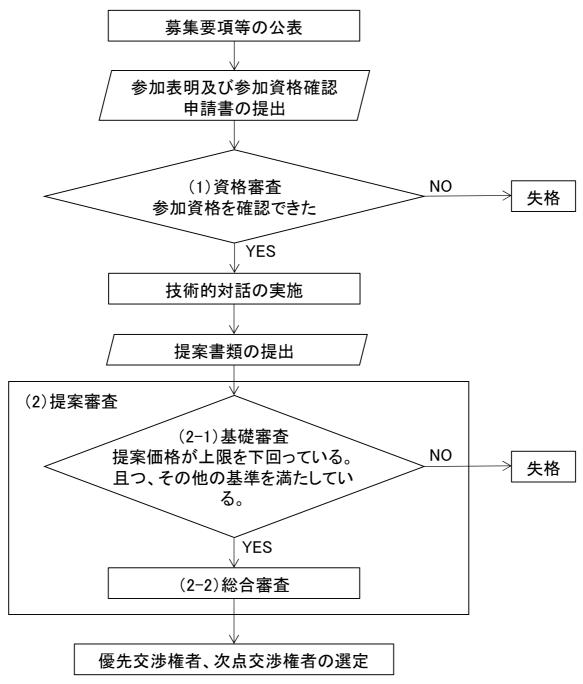


図1 優先交渉権者選定フロー図

1. 資格審査

資格審査では、応募者から提出される資格審査に関する提出書類をもとに、応募者が参加資格を満たしているか否かを確認する。資格審査は市が実施し、参加資格が確認できない場合は失格とする。資格審査における確認内容は、募集要項に示すとおりとする。

2. 技術的対話

市は、参加資格審査終了後、参加資格があるとされた者に対し、公募内容について 市と応募者との齟齬を生じさせないようにすることと、提案における要求水準未達成 を防ぐことの目的で、技術的対話を行う。

3. 提案審查

(1) 基礎審査

基礎審査では、提案書類について、応募者からの提案内容が募集要項等に示す条件を満たしているか否かを確認する。基礎審査は市が実施し、確認内容を満足できていない応募者は失格とする。

(2)総合審査

総合審査では提案価格と提案内容の二つの面から評価を行う。提案価格の評価点が40点満点、提案内容の評価点が60点満点の合計100点満点で評価する。

総合評価点数(満点 100 点) =提案内容評価の得点(60 点)+提案価格の得点(40 点)

① 審査項目及び配点

審査項目及び配点は、本市が本事業に対して応募者の創意工夫や技術力、ノウハウ等の発揮を大いに期待して設定したものである。

② 提案内容の審査基準

応募者から審査においては、別表の審査項目ごとに審査を行い、表1内容評価の審 査項目の得点化方法に基づき選定委員会が得点を付与する。

評 価	評価内容	採点基準						
А	要求水準よりも非常に優れている	配点×1.00						
В	要求水準よりも優れている	配点×0.75						
С	要求水準よりもやや優れている	配点×0.50						
D	要求水準と同等である(標準)	配点×0.25						

表1 内容評価の採点基準

なお、得点化の際は、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求める。

③プレゼンテーション

選定委員会は、提案内容について、各応募者からのプレゼンテーションを受ける。 このプレゼンテーションを受けて、選定委員会は専門的見地から評価を行う。プレゼンテーションの具体的な日時、場所等の詳細については、事前に応募者に通知する。 なお、このプレゼンテーションは、あくまで提案内容の補足説明を行う目的で実施 するものである。

④ 提案価格の得点化方法

提案価格については、以下の方法で得点を算定する。

- ・ 見積参加者中、提案書類に記載された提案価格が最低である者を1位とし、価格 点の満点である40点を付与する。
- ・ 他の見積参加者の価格点は、1位の価格(最低提案価格)との比率により算出する。
- ・「評価価格」は、現在価値でなく実額を用いる。
- ・ 価格の点数化では、小数点以下第3位を四捨五入して、第2位までの値を使用する。

価格点 = 価格点の満点 × 最低提案価格/ 当該提案価格

(算出例)

Aグループ: 提案価格 80 億円(見積参加者の中の最低価格)

価格点 40.00 点

Bグループ: 提案価格 85 億円

価格点 40 点×80 億円/85 億円=37.65 点

⑤ 優先交渉権者選定

本市は、選定委員会の総合評価点(内容点と価格点の合計)の算定結果からの優秀 提案選定を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

ただし、総合審査の結果が同点となった場合には、提案内容の評価点が高い応募者を優先交渉権者とするが、さらにこれも同点の場合は、くじ引きにより特定する。くじ引きによる場合の方法は対象となる応募者に別途通知する。

第3 審査結果の公表

審査の結果については、各応募者へ個別に通知するほか、結果の概要については市 の公式ホームページにて公表する。

区分	評価対象			評価方法または評価の視点	配点	評価 種類	様式
事定 業性 安	(1)企業の実績	A ME B ME C ME B	建設担当 設計担当 建設担当 設計担当 建設担当 建設担当	施工実績 募集要項第3 4 (3)(1)ウに示す実績を2件以上有する 募集要項第3.4(3)(2)エに示す施工実績のうち6種類(土木(ポンプ場)、土木(推進)、建築、 機械、電気(受変電または自家発)、電気(監視制御))の全ての種類の実績を2件以上有する 募集要項第3.4(3)(2)エに示す施工実績のうち6種類(土木(ポンプ場)、土木(推進)、建築、 機械、電気(受変電または自家発)、電気(監視制御))のうち4種類以上において実績を2件以 上有する 募集要項第3.4(3)(1)ウに示す実績を2件以上有する 募集要項第3.4(3)(1)ウに示す実績を2件以上有する 募集要項第3.4(3)(2)エに示す施工実績のうち6種類(土木(ポンプ場)、土木(推進)、建築、 機械、電気(受変電または自家発)、電気(監視制御))のうち2種類以上において実績を2件以 上有する 上記以外	3.0	定量	I -3
	(2)業務担当者 の実績	計加	技術者の区 分 と計業務の	業務実績			
		A 工	語理技術者 事業務の 語理技術者	募集要項第3_4_(3)①ウに示す(管理技術者としての)実績を有する 各担当工事(土木、建築、機械、電気)の監理技術者の全員が、募集要項第3_4_(3)②エに示す6種類(土木(ポンプ場)、土木(推進)、建築、機械、電気(受変電または自家発)、電気(監視制御))のうちそれぞれの担当工事(土木と電気の場合は2種類、建築と機械の場合は1種類)の(監理技術者としての)実績を有する			
		B 工	事業務の 理技術者	募集要項第3.4(3)①ウに示す実績を有する 各担当工事(土木、建築、機械、電気)の監理技術者のうち2工種以上において、募集要項 第3.4(3)②工に示す6種類(土木(ポンブ場)、土木(推進)、建築、機械、電気(受変電または 自家発)、電気(監視制御))のうちそれぞれの担当工事(土木と電気の場合は2種類、建築と 機械の場合は1種類)の(監理技術者としての)実績を有する	3.0	定量	I -4
		C 工	計業務の 管理技術者 二事業務の に理技術者	募集要項第3.4(3)①ウに示す実績を有する 各担当工事(土木、建築、機械、電気)の監理技術者のうち1工種以上において、募集要項 第3.4(3)②工に示す6種類(土木(ポンブ場)、土木(推進)、建築、機械、電気(受変電または 自家発)、電気(監視制御))のうちそれぞれの担当工事(土木と電気の場合は2種類、建築と 機械の場合は1種類)の(監理技術者としての)実績を有する			
		D 工	受計業務の 管理技術者 二事業務の に理技術者	募集要項第3.4(3)①ウに示す実績を有していない 各担当工事(土木、建築、機械、電気)の監理技術者の全員が、募集要項第3.4(3)②エに 示す6種類(土木(ポンプ場)、土木(推進)、建築、機械、電気(受変電または自家発)、電気(監 視制御))のうちそれぞれの担当工事(土木と電気の場合は2種類、建築と機械の場合は1種 類)の(監理技術者としての)実績を有していない			
		事業実施体制に関する内容として、下記①②に関して設定理由が明記された適切な提案がある場合に評価する。					
		②リスク管 ³ 本事業の ※なお、オ)実施体制 理)実施にお 本項(3)②	以(役割・連絡体制・責任体制)。 はけるリスクを想定し、当該リスクが発生した場合の対応方法。 にて提案されたリスクの内容が、(3)②以外の提案内容と重複している場合は、 容は評価しない。	3.0	定性	Ⅲ −1

区分	評価対象	評価方法または評価の視点	配点	評価 種類	様式
物の性能・	更新を考慮し	設備更新時(今回設置した施設が将来老朽化した際)を考慮した配置計画である場合に評価する。 受変電設備、中央監視設備の将来更新工事において仮設を要せずに更新が可能な配置計画であ り、将来の更新手順を具体的に提示している場合に優れた提案として評価する。	7.5	定性	Ш-2
	なる合流改善	「合流式下水道の改善」のさらなる改善に寄与するため、守口処理場敷地内における施設整備計画の提案がある場合に評価する。 評価の視点として、既存施設を極力有効利用する等、少ない投資額により合流式下水道の改善に寄与できることとする。小降雨時において使用できる既存施設は下記とする。・・貯留管揚水ポンプ井・大枝寺方線(管路施設)・南寺方線(管路施設)・南寺方線(管路施設)なお、当該提案に関する投資額の上限は、35,000千円(国庫補助対象外(市単独費)・税込)とし、合流式下水道の改善対策は下記とする。 ①汚濁負荷量の削減(雨水を入れない・送る・貯める) ②きょう雑物の削減 上記①②の改善効果に対してそれぞれ1項目迄の提案を上限とする。改善効果が具体的に(貯留可能量や設備導入実績等)確認できる提案について優れた提案として評価する。	7.5	定性	ш-3
	頼性•操作性	機械設備、電気設備の創意工夫に関する提案を評価する。評価の視点は下記とする。 ①設備信頼性の向上のための工夫 ②設備操作性の向上のための工夫 ③寝屋川流域総合治水対策による雨水ポンプの運転調整(計画雨水放流量を半分にするための水量制御)を確実、簡易に実施できるための工夫 上記①②③の工夫に対してそれぞれ1項目迄の提案を上限する。新設ポンプ棟の特性を考慮している提案であり、且つ、以下の技術に該当する場合に優れた提案として評価する。 ・下水道施設計画・設計指針と解説に掲載されている技術 ・下水道技術開発プロジェクト・SPIRIT21により開発・評価が行われた技術 ・B-DASHプロジェクトによりガイドラインが公表された技術 ・募集要項等公表日において日本国内の下水道事業(終末処理場またはポンプ場)での稼働実績を1年以上有する技術	7.5	定性	Ⅲ-4
	(7)省エネル ギー・省資源 に関する提案	省エネルギー・省資源が図られる①機械設備、②電気設備、③材料等が提案されている場合に評価する。 上記①②③に対してそれぞれ1項目迄の提案を上限とする。新設ポンプ棟の特性を考慮している提案であり、且つ、以下の要件に該当する場合に優れた提案として評価する。 ①機械設備、②電気設備 以下の技術に該当すること。 ・下水道施設計画・設計指針と解説に掲載されている技術・下水道技術開発プロジェクト・SPIRIT21により開発・評価が行われた技術・B-DASHプロジェクトによりガイドラインが公表された技術・募集要項等公表日において日本国内の下水道事業(終末処理場またはポンプ場)での稼働実績を1年以上有する技術 ③材料等 下水道事業における(国庫補助事業としての)導入実績があり、当該実績に係る資料の添付があること。	7.5	定性	Ш−5
	(8)その他の提 案	上記以外の内容において工事目的物の性能・機能の向上に寄与する提案(但し、当該提案の実施にあたり既存施設の財産処分が不要であり、国庫補助交付対象として整備可能なもの)について評価する。	5.0	定性	Ш-6
施工計画	(9)既存施設へ の対応に関す る提案	既設構造物(既設ポンプ場、守口処理場、大阪府立坑)の各施設に対する施工期間中の影響対策に 関する提案を評価する。評価の視点は下記とする。 ①既設構造物に影響が生じないための具体的かつ効果的な施工計画 ②施工段階における既設構造物の状態(変異等)の具体的かつ効果的なモニタリング手法 ③施工段階において想定以上に影響が生じた場合における具体的かつ効果的な対策	4.0	定性	Ш-7
環境対策	環境への配慮	施工時において、周辺環境に影響を及ぼさないための対策(騒音、振動、大気汚染、粉じん、排水、 臭気、アスベスト等の有害物質)について、施工段階においてそれらを効果的にモニタリング(測定・ 監視等)し、市に報告するための提案がある場合に評価する。	4.0	定性	Ш-8
	(11)新設ポンプ棟に係る景観配慮に関す	新設ポンプ棟の周辺やその住民に配慮した景観(国庫補助交付対象であること)の創意工夫についての具体的な提案がある場合に評価する。 提案理由が明瞭な場合に、優れた提案として評価する。	3.0	定性	Ш-9
	(12)施工時の 地域住民配慮 に関する提案	施工期間中の周辺住民への対応として、①工事に係る説明対応、②市との協力体制を含めた実施体制と手順、③施工期間中のイメージアップ対策の具体的な提案がある。 上記①②③に対してそれぞれ1項目迄の提案を上限とする。	3.0	定性	Ⅲ- 10
	(13)地域経済 活性化に関す る提案	地元経済への貢献(①材料調達、②地元企業の下請参画)について、具体的な提案(内容、企業名称、発注予定数量・金額)がある。	2.0	定性	Ⅲ- 11
合計			60.0		Щ